

総税市第74号
平成30年9月11日

大阪府泉佐野市長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等について

ふるさと納税に係る返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付け総税市第37号。以下「大臣通知」という。)において、各地方団体に対し、責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いするとともに、市町村長に対する講演や市町村長が出席する会議等あらゆる機会を通じて、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品について、速やかな見直しを行っていただくよう、累次のお願いをしてきました。

しかしながら、「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況について」(平成30年8月24日付け総税市第61号。以下「状況調査」という。)に対して回答のあった9月1日時点における見直し状況を取りまとめたところ、既に多くの地方団体が大臣通知の内容を真摯に受け止め、必要な見直しを行っていただいている一方で、依然として、貴団体を含め、一部の地方団体が大臣通知に沿った対応を行っていない実態が明らかになりました。

返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判が高まっており、同制度は、存立の危機にあります。このまま貴団体を含む一部の地方団体において、制度の趣旨に反するような返礼品を送付する状況が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷付き、制度そのものが否定されることになります。

そこで、今般、総務省として、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することとしました。この旨、本日の記者会見において、総務大臣が表明したところです。

このような制度の見直しによって、一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することとなり、全国各地での地域活性化に繋がるとともに、優れた地域資源が発掘されることを期待しています。

貴団体においては、平成30年9月1日時点で、依然として、返礼割合が3割を超える返礼品及び地場産品以外の返礼品を送付しているものと承知しています。

貴職におかれでは、今般、総務省が制度の見直しを検討せざるを得なくなつた現状を認識していただき、貴団体の返礼品について、一日も早く、見直しを行っていただくようお願い

します。

上記以外の返礼品であっても、制度の趣旨に反するような返礼品を送付している場合には、同様に、速やかに見直しを行っていただくようお願いします。

貴団体における見直しの取組内容等については、平成 30 年 11 月 1 日時点で調査を実施する予定です。

なお、本通知の内容については、貴団体議會議長にも参考にお知らせしていること、また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。